

学校地図帳中国地名カタカナ表記の素性

—昭和二十年代の国語審議会とマスコミの動きを巡って—

明 木 茂 夫

一 はじめに

小中高の社会科教科書や地図帳において、中国地名が現地音式のカタカナで表記されていることをご存じだろうか。

「重慶」ではなく「チヨンチン」、「成都」ではなく「チヨンツー（チヨントウ）」といった具合で、漢字はカッコに入れて後ろに小さく添えてあるだけ。ひどい場合は漢字を一切添えず、カタカナのみで書かれていることもある。漢字表記を軸とし、その音読みと慣用読みを以てする従来の常識的表記は、徹底して排除されているのである。

また大運河を「ター運河」、万里長城を「ワンリー長城」、

泰山を「タイ山」、太湖を「タイ湖」とするなど、教科書・地図帳独特の「交ぜ書き」表記も数多く見られる。特に河川名については、淮河が「ホワイ川」、珠江が「チュー川」、渭水が「ウエイ川」など、本来の表記を無視して全て「ㄱ川」なっているのである。かと思うと、黄河は「ホワンホー」、長江は「チャンチャン（チャンチャン）」となっているなど、事情を知らない人間には、その表記の独特のこだわりの基準がどこにあるのか、非常に分かりにくい。いずれにせよ、世間ではとても通用しそうな書き方だけに、これをそのまま生徒たちに教えてよいものか甚だ不安を感じるところである。

もう一つ不思議なことがある。地図帳巻末の地名索引にお

ける中国地名が、このカタカナで配列されている。つまりこの索引では、事前に「チョンチン」だの「チョンツ」だのというカタカナを知っていなければ中国地名を引くことができないのである。通常の読み方では中国地名は出てこない。これでは事実上、索引が索引として使えないということになりはしないか。

ではこうした学校教材における中国地名のカタカナ表記は、いつ誰が何のために始めたものなのであろうか。地理も社会科学教育も門外漢であるにもかかわらず、私は近年この問題について調査を行ってきた。そこで知り得たことの要点を簡単に整理するならば、以下のごとくである。

○社会科学教材の中国地名のカタカナ表記は、教科書出版社が各自で工夫して作ったようなものではなく、統一された基準に従って作られたものである。その原型となったのは、昭和二十年代の国語審議会と、その下に作られた中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会によって作成された「中国地名・人名の書き方の表」である。

○中国地名カタカナ表記は、決して漢字の読み方(振り仮名)

として作られたものではなく、漢字を用いず、カタカナのみの表記を正式な地名とすることを意図したものであった。そして中国地名をカタカナ化しようとしたそもそもの目的は、外国への配慮、或いは外国人にも通じるように、などということにはなく、それは明らかに、昭和二十年代に真剣に議論されていた漢字廃止・漢字制限論が生んだものであった。つまり、当用漢字から外れる漢字が使われる可能性のある中国地名を、先回りして全てカタカナ地名にしておこうとした、ということなのである。事実、当時の国語審議会には、漢字廃止を主張するカナモジカイやローマ字会等のメンバーが多く参加していた。

○このように、従来の常識的な表記を廃止し、中国地名に関する全く新しい表記法を国民に強制しようとした割には、その後世間一般にはほとんど浸透せず、漢字廃止・制限論の衰退に伴って話題に上らなくなった。その一方で、教科書や地図帳は一貫して当初のカタカナ書きの方針に従って作られ、ある意味漢字廃止・制限の残滓とも言うべき状態を保っている。しかも、現役の先生や生徒・学生に聞く限りでは、実際の授業ではこのカタカナ表記はほとんど教えられておらず、

通常の常識的な読みが用いられているようなのである。

また、戦後の歴代各社の教科書や地図帳を比較すると、当初は統一された表記を用いることになっていたはずなのに、後に細かい表記の改訂がしばしば行われていることが分かる。さらに、中国語の発音をカタカナで表すシステムが意外と複雑であるためか、細かな誤りが散見され、全体として不統一な状態にあることも指摘しておかねばならない。

さらに、こうした中国地名カタカナ表記の制定に関する重要な文献を挙げるならば、以下のようなになる。類似したタイトルが多いので、便宜上A～Gの記号を付しておく。

A、文部省教科書局調査課国語調査室「外国の地名・人名の書き方(案)」(一九四六年)

表記統一の方針を示したもの。但し中国を含まず。

B、国語審議会「中国地名・人名の書き方の表(建議)」(一九四九年)

国語審議会が時の文部大臣高瀬荘太郎に提出した建議。文化庁ウェブサイト上で閲覧可能。

C、国語審議会「中国地名・人名の書き方の表(便覧)」(一九五〇年)

文部省調査普及局国語科がBを増補したもの。

D、文部省『地名の呼び方と書き方(社会科手びき書)』(一九五九年 大阪教育図書)

日本・外国の地名表記の決まり事を広く知らしめるための冊子。Cを節録した「中国標準音の書き方」を収める。

E、出版社による冊子(一九五八～五九年 全国教育図書・日本書院・第一法規出版等)

Dに解説等を加え、学校等に配布したもの。

F、教科書研究センター『地名表記の手引』(一九七八年 ぎょうせい)

G、教科書研究センター『新 地名表記の手引』(一九九四年 ぎょうせい)

これらの文献の作られたおおよその経緯は以下の通りである。Aで外国地名の表記の基準を作ることを決めたものの、中国地名は漢字を排除してカタカナ化することとなり、あまりに大きな変革となるため、国語審議会とその下に作られた

中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会に検討がゆだねられ、Bが作られた。Bを増補してCが作られ、さらにこれを含めた世界各地の地名表記の手引き書としてDが作られ、学校・出版社等関係機関に広く流布することとなった。その後、著作者が文部省から教科書研究センターに移り、世界情勢の変化に対応するためにFが作られ、さらにその改訂版Gが作られ、これが現行の基準となっている。

このような経緯を経て現在の社会科教材に用いられるに至った中国地名のカタカナ表記だが、過去に於いて幾つもバージョンがあるため、その表記法に細かい違いがあり、さらに個別の教科書や地図帳独自の判断による差異もあって、手引き書の基準が全て守られているとは言い難い状態にある。特にFからGに改訂される時点で、例えば「成都」を「チョンツ」↓「チョントウ」に、「長江」を「チャンチャン」↓「チャンチャン」に変える、といった細かい改訂が行われており、しかもその改訂箇所が中国語学を理解していないと分かりにくいということもあってか、現在に至るも徹底せず、新旧の表記が混在している状態にある。そもそも中国語の発音を表すカタカナを統一しようという考え方そのものになら

り無理があると言わざるを得ないのであるが、それは百歩譲るとしても、右のような手引き書がある以上は、それに従っておかねば表記が不統一となってしまう。しかも、教科書・地図帳が中国地名をカタカナのみで書き、漢字を使わないことを意図しているが故に、場合によっては地名の同定という機能さえ怪しくなる可能性も否定できまい。早い話が、あらかじめ知っていないと「テイエンチン」と「テンチン」が同じ場所だと分からない、ということである(1)。

私は決して文部省式のカタカナ表記を推奨するわけではないのだが、ただ教科書・地図帳という重要文献が中国地名をどう書いているか、世間で容易に検索できない、という状態は好ましくないと感じている。そこで、通常の漢字表記(常用漢字)・繁体字・簡体字に教科書地図帳で用いられるカタカナ表記(平成六年までとそれ以降)・京都大学人文科学研究所の池田巧氏作成「中国語音節表記ガイドライン」式カタカナ表記(2)、それに郵政式拼音等欧文表記を加えた中国地名一覧表を作成し、中京大学文化科学研究ウェブサイト(3)に掲載しておいた。ご参照願えれば幸いである。

さて、右で述べたような中国地名のカタカナ表記は、一体いつ誰が何のために始めたものなのだろうか。その素性を明らかにするためには、やはりこれが議論されていた当時の国語審議会の議事録等を詳しく読んでおく必要がある。幸い、国語審議会の議事の記録は、文化庁の「国語施策情報」(4)で読むことができる。そこでまず、現在使われている中国地名カタカナ表記の特徴を整理することから始め、さらに、そうしたカタカナの特徴に関係する議論を国語審議会の記録から抽出する、という手順でこの問題を考えてみたい。

二 いわゆる文部省式カタカナ表記の特徴

繰り返すが、中国語の発音をカタカナで表記することは意外と難しい。どのような考え方によっているかでカタカナの書き方は一通りではなく、統一は不可能である。では教科書や地図帳で用いられているカタカナ表記、以下便宜上「文部省式」と呼ぶこととするが、その文部省式カタカナにはどのような特徴があるのであろうか。まずはこれを簡単に整理し

てみたい。なお、右の資料Gの時点での表記の改訂は平成六年に行われているので、以下平成六年以前/以降と注記してこれを区別する。

○四声、有気音/無気音、舌面音/捲舌音、n韻尾/ng韻尾は区別しない

四声、n韻尾/ng韻尾についてはもちろんカタカナを使う限り区別は難しい。舌面音(ʃ, ʧ, ʃi)と捲舌音(zh, ch, sh)の区別も同様である。過去に於いてこれらの区別を表現しようとしたカタカナ表記も存在したが(5)、いきおい表記が複雑化し、教科書や地図帳に採用するのは不適切であろう。

但し、有気音/無気音については、区別せず双方とも清音にするという考え方と、有気音を清音に、無気音を濁音に、それぞれ擬似的に当てて識別のフアクターを残しておく、という考え方が、当然両方存在する。文部省式のカタカナ表記が右のような区別を極力避けていることには恐らく理由がある。即ち、これはあくまで日本語の表記であるから、日本人が使い易いようにできるだけ簡略化しておく、外国人に通じるかどうかは基本的に問わない、ということである。事実、

「チュー川」や「ワンリー長城」といった表記が、外国人に通じることなどはなから考慮していないことは明らかであるう。

○「テイ」「トウ」を用いず、「チ」「ツ」とすることになっていった

右の国語審議会の資料B・Cには明らかに「テイ」「トウ」が使われているのだが、文部省による資料Dには、

地名の書き方にこれを準用する場合には、(中国音)の欄の「テイ」「トウ」をそれぞれ「チ」「ツ」に書き換える。

と明記されている。つまり学校教育では当初から「チ」「ツ」を用い、「テイ」「トウ」を用いないと決められていたことが分かる。

さらに、既に触れたように、平成六年になると「テイ」「トウ」を使うように改訂され、今度は「チ」「ツ」が「テイ」「トウ」と改められる。幾つか例を挙げると、中国の地名に於いては「ti」＝「チー」、「tu」＝「ツー」、「ting」＝「チン」、「tian」

＝「テン」等と書かれ、平成六年以降は「ti」＝「ティー」、「tu」＝「トゥー」、「ting」＝「ティン」、「tian」＝「ティエン」と書かれるようになったわけである。

成都 Chengdu チョンツー ↓ チョントウ
敦煌 Dunhuang ツンホワン ↓ トウンホワン
洞庭湖 Dongtinghu トンチン湖 ↓ トンティン湖
天津 Tianjin テンチン ↓ テイエンチン
周口店 Zhoukoudian チョウコウテン ↓ チョウコウテ
イエン

なぜこのようなことになっているかと言うと、中国地名の表記がその都度、「外来語の表記」の基準に従った結果なのである。要するに、昭和二十九年(一九五四年)の国語審議会「外来語の表記」が記すように、当時は、

原音における「トウ」「ドウ」の音は「ト」「ド」と書く。
原音における「テイ」「デイ」の音はなるべく「チ」「ジ」と書く。

ということになっていったが故に、中国地名もこれに従っていた。ところが平成三年（一九九一年）の内閣告示第2号「外来語の表記」では、

「テイ」「デイ」は、外来音テイ、デイに対応する仮名である。

「トウ」「ドウ」は、外来音トウ、ドウに対応する仮名である。

ということになり、これに合わせて中国地名でも「テイ」「トウ」を使うことになった、ということである。

この新旧の表記がまだ混在していて不統一であることは既に指摘したが、それ以外にも心配事はある。例えば「成都 Chengdu」は「チョンツー」を「チョントウ」に改めるべきだが、「済南 Jinan」はあくまで「チーナン」であって、「チーナン」としてはならない、そういったことが、中国語を知らないと判断できないことが挙げられる。

○介音の有無による表記の区別

文部省式のカタカナでは、一貫して「チャ」と「チャ」とが神経質に区別される。例えば「Cha」「Cha」は「チャ」で、「Jia」「qia」は「チャ」である。つまりi介音がなければ拗音の小さい「ヤ」を用い、i介音があれば直音の大きい「ヤ」を用いることになっているのである。さらに平成六年以降、「チャ」には変更はないものの、「チャ」の方が「チャ」に変更される。即ち、

長江 Changjiang チャンチャン ↓ チャンチアン

湛江 Zhanjiang チャンチャン ↓ チャンチアン

劉家峽ダム Liujiaxia リウチャヤシヤダム ↓ リウチア

シアダム

ということになっているのである。しかしこれはさすがに細かすぎたらしく、教科書や地図帳自身がこの「ヤ」「ヤ」「ア」を誤っている例はそこかしこにある。さらに、高校生の時、テストで「遼東半島」をうっかり「リヤオトン半島」と書いてしまい、バツをもらった、正解は「リヤオトン半島」だっ

た、というひどい目に遭った学生が存在することも書き添えておきたい。

それにしても「チャ」を「チア」にするような変更を、なぜわざわざ行つたのだろうか。これに関しては、資料FからGへの改訂を行つた『地名表記の手引』改訂調査研究会の代表、朝倉隆太郎(6)の講演録『『地名表記の手引』の改訂について』(7)にその答えがあつた。それによれば、一般外国地名に於いて、

語末の *-ia* は「イア」のように書く。また語末の *-ya* のその前が子音のときは「イア」のように書く」(8)

という規定が追加されたので、それに合わせて中国地名も変更した、ということらしい。早い話が「イタリヤ」ではなく「イタリア」と書くのだから、それに合わせて「チャンチャン」も「チャンチャン」と書く、ということのようなのである。

○河川名や山岳名、湖沼名等

既に触れたように、山・湖・高原等は漢字とし、カタカナの後ろに置いてある。また河川名については、「く河」「く江」

「く水」は全て「く川」に統一してある。例えば、

泰山 Taishan タイ山

太湖 Taihu タイ湖

雲貴高原 Yungui gaoyuan ユンコイ高原

淮河 Huaihe ホワイ川

珠江 Zhujiang チュー川

渭水 Weishui ウエイ川

の如くである。この原則をきまじめに守ろうとすると、黒竜江という河川名の時は「黒竜江Ⅱヘイロン川」とし、黒竜江省という省名の際は「黒竜江省Ⅱヘイロンチャン省(平成六年以降ヘイロンチャン省)」とする、ということになつてしまふ。これでは「黒竜江」にちなんだ「黒竜江省」、という基本知識に注意が向かないのではないか。

こうした書き方については、資料Bの時点で既に規定がある。

山・山脈・湖・湾・半島などの接尾辞は、漢字で書く。

江・水・河は、川に統一する。…（中略）…ただし、黄河・揚子江に限って、ホワンホー・ヤンツーチャンと書いてもさしつかえない（9）。

その後一貫してこれが守られているのである。但し黄河と揚子江（長江）については、ここにこのような規定があるにも関わらず、歴代地図帳の上では「黄河」「ホワン河」「ホワン川」「ホワンホー」、「揚子江」「ヤンツー川」「ヤンツー江」「長江」「チャンチャン」等と、表記が二転三転している。その一方で、不思議なことに、「万里長城」を「ワンリー長城」、「大運河」を「ター運河」とすることについては、手引き書類に一切記述がない。恐らく山や川に関する原則を守って、各出版社が独自に採用した表記なのであろう。

○辛亥革命までとそれ以降で区別

これについては、資料Dに定められた地名表記について解説している資料Eに、

中国歴史上の地名は、歴史上の呼び方でさしつかえない。

（清朝までをいう） （太字原文ママ）

という記述がある（10）。ということとは、例えば「長安」なら「ちようあん」だが、しかし「西安」の場合は、清朝以前なら「せいあん」で、辛亥革命以降なら「シーアン」とする、ということなのであるうか。「洛陽」も清朝以前なら「らくよう」で、辛亥革命以降なら「ルオヤン」ということになる。

但し、これも実際の教科書では必ずしも守られているわけではなく、「黄河文明」を「黄河文明^{ホワン}」とする等の例が見出せる。

三 国語審議会と主査委員会の議事録を巡って

以上、中国地名のカタカナ表記と言っても、単に中国語の読み方の通りにカタカナで書く、と言うほど単純な話ではないことがお分かりいただけたと思う。

続いて、右のような文部省式カタカナ表記の決まり事がどのように議論されたのかを、国語審議会関連の議事録等から抽出して

みたい。特に重要な発言は、この中国地名カタカナ表記について集中的な議論のあった、

国語審議会「第十五回総会」(一九四九年三月) … (ア)

同「第十七回総会」(一九四九年七月) … (イ)

及び、

「中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会」

(一九四八年十一月～四九年二月) … (ウ)

「外国(中国)の地名・人名の書き方に関する主査委員会」

(一九四九年三月～四月) … (エ)

の議事録に見ることが出来る。「中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会」と「外国(中国)の地名・人名の書き方に関する主査委員会」は、国語審議会の下に作られたこの問題に関する専門委員会である。以下便宜上、(ア)～(エ)と略称する。

まず、資料Bから資料Gに至るまで一貫して、

中国の地名・人名は、かな書きにする。

中国の地名・人名のかな書きは、原則として現代の中国標準音による。

この表の実施にあたっては、当分の間、漢字をあわせ示してもさしつかえない(11)。(もしくは、「ただし、慣用として広く使用されているもの、その他必要のあるものについては、漢字を付記する」)(12)

と規定していたことをここで確認しておきたい。現在の教科書や地図帳の地名表記は全てこの規定に従っているのである。これに関連して、議事録(エ)添付の「懇談会における意見等要領」に次のようにある。

(安藤会長)(13)

むしろかしい漢字をへらすのが、漢字制限である。

(原主査委員長)(14)

これからは、漢字を考えないで、カントンならカントンでおぼえてしまおうというのが、この案の趣旨である。

これはシナ語を学ぶ便利のために用いるのではない。

これで明らかであろう。中国の地名を漢字で書かず、中国語式のカタカナで表記するという規定は、まさに「漢字廃止・漢字制限」のために作られたものだったのである。現地の人への配慮とか、国際化への対応とか、そういったことを伺わせる発言はほとんど見られない。続いて、

(松坂委員)(15)

これまでのように、知識階級にさえ便利ならば、国民大衆はどうでもよいというのではない。中国の地名人名でも、少数学者にしかよめない漢字よりも、だれでもわかるかな書きの方が国民大衆にとってよいのである。

「国民大衆」を思いやって下さっているようだが、その前提には「国民大衆」とは漢字も読めない無学なものだという前提があることを見逃してはなるまい。それに、「階級」だの「国民大衆」だの、いかにも左翼風な発言であるが、松阪が理事長をしている「カナモジカイ」は、このほんのしばらく前、戦

前戦中には、アジアの盟主たる日本のカナモジを満州でも使わせるのだの、興亜の国際文字にカナモジをだのという物騒な主張をしていた団体である。

(倉石委員)(16)

中国の地名・人名を漢字の日本音でよむのは、中日の連絡をはばむものである。少しでもむこうの音に近いものを知れば外交上にもよい。

日本漢字音で読むことがなぜ日中の連絡を阻むことになるのか、このカタカナを用いれば連絡がスムーズに行くのか、またそれが「外交上」よいとは具体的にどういうことか、浅学の身の悲しさ故理解しかねる。

一方、このカタカナ現地音に反対する委員の発言も記録されている。

(和田氏)(17)

同文のシナ文字をかなにする必要はない。かなで書くとしても日本音で書くのがよい。シナ音は多数の日本人に

とつては無用であり、国際的にもかなで書いたのでは通用しない。

(石田氏) (18)

日本人の大多数は中国語を日常生活に必要としない。シナの名でも、たいていは当用漢字の組合せでできているのだから、制限外の漢字についてだけ考えればよいのだ。

(菊地氏) (19)

シナの現代音を日本のかなでは正確に書きあらわせないとすれば、これを採用するのはどんなものだろうか。

いずれももつともな意見である。さすがに中国地名のカタカナ化はそうすんなり決定されたものではなかったようだ。ただ、実際に当用漢字外の字が「シナの名」に含まれていたらどうするつもりだったのか、気になるところである。

また前節で見た、カタカナの使用を清朝までとその後とで区切る、というアイデアについては、議事録(ア)の『中国の地名・人名の書き方』に関する漢字主査委員会の審議経過報告(要領)に、

だいたい毎週1回、前後9回にわたる会議で問題となつたおもな点は、次のようなものであります。

(1) 趣旨には異論はないが、実行については問題が多い。

(2) 国際的には共通で、教育的には簡便なものをきめるべきである。

(3) 歴史的な地名・人名については

イ 民国以前を今までどおりとするのが一応穏当なようだが、

ロ このように区別すると筋が通らないし、ことに前後にまたがるものがこまる。

ハ 中国のものと日本のものとごっちゃにする思想上の錯覚をのぞくためには、全部原地よみであらわすのがぞましい。

ニ 中国の地名・人名かな書きの方針が统一的に確立しなければ、当用漢字表実施普及上の障害となっている固有名詞の問題は少しも解決しない。

ホ 国語の1文体としての漢文教材に対して、中国現代音よみの統一的適用はむりな点がある。また、

教科書は、世間の慣用よりもいちじるしくさきばした方法を採用することはどうか。

へ 耳なれているものまで新しくすることは、かえって不便ではないか。

ト 当分の間、親しみの深いものだけに、漢字にかなをふつてしめしてもよいではないか。

というような論議がくりかえされました。

とある。従来の常識的な読み方が「中国のもの」と日本のものとごっちゃにする思想上の錯覚」だとはまことに恐れ入る。

また、漢文にまでカタカナ読みを使うのが「むり」というのも当たり前のことであろう（「昔聞くとンチンの水、今上るユエヤン楼」などと読むわけには行かない）。そもそもそうした議論が出ること自体、今となっては実に滑稽な話である。

とまれ、従来の読みと現地音読みを時代で区切るということについては、さすがの国語審議会でも喧々囂々たる論争があったことは確かかなようだ。

さてここに一つ、面白い議論がある。国際郵便を巡る議論である。同じ資料（エ）に、委員会に出席した逓信省の担当

者が次のように発言している。

（逓信省）

中国向け郵便物をあつかう職場にシナ文字の素養のある職員を配置しなければならなくなる点で問題になる。

さらにこれに関して、議事録（イ）の「議事要録」に、委員の井上達二（20）が中国語のローマ字表記に関して次のような質問をしたことが記されている。

井上 ローマ字の書き方に問題がなかったか。

原 問題がでた。かなで書くと郵便局ではローマ字に書きかえなければならぬ。これは残された問題である。しかしこの書きかえはやってできないことはない。

原は、表書きを全て郵便局でローマ字に書き換えるんだと、こともなげに言うのである。さて大量の郵便物を処理するのにどれだけの手間がかかるのであろうか。

ただ実際問題、文部省や国語審議会が中国地名をカタカナ書きにすると規定したところで、中国向けの国際郵便の表書きまでカタカナで書く人間などいるものだろうか。日本↓中国、中国↓日本、いずれにせよ相手の国宛ての表書きくらいは書ける人でないと、国際郵便を発送することなどなさそうなものだ。ヨーロッパに国際郵便を出そうという人が「イギリス」だの「ロンドン」だのとカタカナで書きはしないのと同じことである。こういう議論を国語審議会ではまじめにやっていたらしい。さらに同じ「議事要録」には、

井上 第3者的に考えてみて、これを世の中に発表した場合どんな反響が起るか。かなで表記したものをそのとおり発音しても中国人には通じない。かな書きをした場合には、その補助としてローマ字を添えておけば、発音が正しくされるのに便利である。議案のまえがきに「……当分の間、漢字またはローマ字をあわせ示しておさしつかえない。」としてはどうか。

原 国語表記の簡易化のたてまえからいえば、漢字を

入れるのさえ、やめたほうがいいのである。ローマ字を添えるとすれば、ウェード式にするか、国音式にするかが問題である。この案のねらうところは、われわれ日本人のためなのであって、中国人と同じに発音することを要求しているのではない。もし中国人に通じさせようと思えば、四声と有気・無気を加えなければならぬ。この案は中国人に通じる通じないを考えての案ではない。日本語の表記なのである。

この原の発言こそ、この中国地名カタカナ表記の素性を簡潔に示すものであると言えよう。つまり、外国人への配慮などではなく、日本語の表記をカタカナ化するための改革案だというわけなのである。これに続いて、

井上 現在の日本は国際的にしめだされて、中国との交渉がない。このような状態においてきめられた案では、将来国交が回復したときに役に立たなくなる。手紙の往復が始まったとき、ペーピンのよう

な大都市はいいが、小さなところへは郵便物がとどかないおそれがある。漢字をどんどんへらしてゆくたてまえから、ローマ字の添え書きをすることにしたいと思う。

土岐(21) さきほど主査委員長の報告の中に、準備期間をおくとあったが、そのためにしばしば実行がうやむやになった例がある。中国の地名・人名をかな書きにする論は、国語の簡易化の線にそってやっているのであって、郵便物がつくつかぬかの心配は別問題である。

とある。この「議事要録」に於いて井上が、ローマ字を書き添えることを執拗に求めているのは、彼がいわゆるローマ字派の人物だからである。それにしても「ローマ字を添えておけば、発音が正しくされるのに便利」とは、井上も脳天気な過ぎよう。中国語のローマ字表記というのはそう甘いものではない。綴りと発音との対応は、きちんと勉強しておかないと分からない。これは本論集の読者諸氏ならご理解いただけない。

以上を要するに、中国地名をカタカナ化する目的は国語表記の簡易化、即ち漢字廃止・漢字制限にある、ということである。中国人に通じるかどうか、国際郵便物がつくかどうか、全ては問題外ということなのだ。さらに、その漢字廃止・漢字制限論の中でも、カナモジ派が優勢であり、ローマ字派は劣勢に立たされていたことも見て取れる。

さて続いて、文部省式カタカナの表記上の特徴について検討してみる。まず、議事録(ア)の「議事」の次のような発言にご注目願いたい。

築田(22) 中国語をかなで書くことは異論がない。表記法についてはかなりの異論があると予想される。新たに構成される主査委員会は、この原則をかわないという条件であればよい。発表するには、審議会の意向として正しく発表してほしい。

釘本(23) 今日の総会の経過については、正式の新聞発表(司令部の検閲)をするが、発表案について一応念をおしておきたい。

「国語審議会は、第15回総会において、中国地名・人名の書き方は次の方針によるのを適当と認めた。

1 中国地名・人名は、かな書きにする。

2 中国地名・人名のかな書きは、現代中国標準音にもとづく。

その方針による具体案を審議するために、新たに主査委員会を設けることを決定した。」

松坂 さらに広く世間に問いたいことを加えよ。

これが「中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会」の設置された事情である。ところで、先程触れたように、この主査委員会が開かれたのは一九四八年の十一月から一九四九年の二月までである。これを引き継いだ「外国（中国）の地名・人名の書き方に関する主査委員会」は一九四九年四月で終了している。つまり、中国地名のカタカナ化の基準となるべき中国語発音カタカナ表記を作成するのに、半年しかかかっていないのである。これはかなり早いと言えないか。

このあたりの事情を知ることのできる記述を、議事録等か

ら拾ってみよう。まず（ウ）に添付された「中国・朝鮮の地名・人名の書き方に関する内部打合せ会」議事録の（注）に次のようにある。

朝日、毎日、読売、共同、放送協会で「かな書き中国地名人名一覧」を昭和22年9月30日に決定したので、これを国語審議会の審議にのせることになり、そのために主査委員会が組織されることになった。これは、そのための文部省部内の準備打合せ会である。

また（ウ）の「第一回主査委員会」の「議事」に、

放送協会、鈴木明氏から5社の協議経過について説明。

広田幹事から提出資料について説明。

会社名などは含めない。人名については、民国以後に生存した人だけについて論ずる。

5 社案を審議の原案とすることを決定。

（共同通信社）全国新聞120社ほどのうち、80社ほどが、すでにかな書きを実行しているが、漢字を併用してい

る。教科書でも、また世間でも使ってもらうようにしたい。

(放送協会) 放送局で現地よみを実行している理由は、東洋以外の地方は、ほぼ現地よみとなっている。中国・朝鮮だけが日本よみでは、現地人にもわからないから。国名(中国) 地方名(朝鮮) は日本よみであつかう。

とある。そしてこれを受けて(ア)の『中国の地名・人名の書き方』に関する漢字主査委員会の審議経過報告(要領)は次のように述べている。

たまたま、朝日・毎日・読売・放送・共同の5社では協力して「かな書き中国地名・人名一覧」というものをつくりあげ、放送協会および読売新聞で、すでに早くから、中国の地名・人名を原地音でよび、また、そのかな書きを実施してきているのであります。その趣旨というのは、「当用漢字表の制定によって、中国の地名・人名のうち、相当部分が当用漢字外のものとなった。従来でも中国の

地名・人名に用いられる漢字がむずかしいため、中国の事情を多くの人々に正しく理解してもらおうことが困難だった。われわれは、中国から漢字を摂取同化したか、同化されたものは日本の国語となったもので、現代の中国の国語国字ではない。中国の地名・人名がたとえ日本の漢字と形が同じでも、われわれは他の外国の地名・人名と同じく、その国の発音によるのが正しいと信ずる。隣邦への理解と親しみを深めるためには、古い感情を犠牲にして、新しい明日の人々のためを考えなければならぬ。」というのであります。

5社の当事者は、いろいろな角度から研究協議を重ね、国語学者や中国学者の意見をもじゅうぶん参考にしてこの一覧をつくつたのでありますが、国語審議会に対して、この一覧の調査審議についての相談があつたので、漢字に関する主査委員会は、昨年11月4日にこの件に関する第1回の会合を召集されたのであります。

そして、主査委員会の審議の方向性としてはこの続きに、

1、5社の「一覽」を原案とし、
2、審議の方向としては、

(1) 文部省側の方針と、原案者側の方針をなるべく近づけ、

(2) 教科書に採用されることを予想し、また外国全体の地名・人名表記の総合審議、および国内の地名・人名をかな書きにすることにすすむ第1段階とすること。

(3) 実施の具体的方法は、それぞれの機会にまつこと。
3、審議の結果

(1) 原案とははなはだしくちがった場合は国語審議会案とするが、

(2) でない場合は、「5社合作」のものを、審議会が承認して採用する。

とある。中国地名のかな書きは、日本国内を含め、全ての地名をかな書きにするためのステップだと位置づけられている点にご注目願いたい。

また(エ)の「外国(中国)の地名・人名の書き方に関する

主査委員会」はこの5社を呼んで「5社原案者側との協議会」「5社東亜部長との懇談会」を相次いで開いている。その「5社原案者側との協議会」の議事録には、

主査委員会の成案(第2次案)全体について検討し、音節表記の方法について、5社は第2次案を無修正のまま全面的にみとめた。

とある。

いかがだろう。これによれば、「中国地名・人名の書き方の表」のカタカナ音節一覽表は、国語審議会や主査委員会が「からオリジナルで作成したものではなく、その元になったカタカナ表記があつた、ということが分かるのである。つまり、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、共同通信社、放送協会の5社が既に作成していた中国語カタカナ表記の表を、国語審議会が基本的に踏襲して使用した、ということなのである。このことは、文部省のカタカナ表記の特徴や書きグセ、といったものの来歴を知るには重要な事実である。

では、そうした表記のクセといったものに関する議論は残されているのだろうか。例えば（ア）の議事「中国地名・人名の書き方に関する問題」に、

服部（24）中国語発音かな書きの表の P. 3 yen エン tien

テンは P. 4 の yen イエのあとにイエン・ティエンと入れるべきではないか。

原 日本の発音ではイエかエかは区別がつかぬ。ただし、ティは一つ特別に入れることにした。

服部 イエを認めるならイエンとすべきではないか。

保科（25）放送局の原案者鈴木氏に説明に当たってもらおう。

鈴木（26）エン・テンとした理由。ティエンとすればよいのだが、一般の人たちにティエンと読まれる恐れがあるから、むしろテンとしておいた方が無難という考えからである。イエンは語中にはいった場合、一般人には非常に発音しにくいからエンにしてしまった。

とある。既に見たような、「天津」*Tianjin*」を「ティエンチン」などではなく「テンチン」とする、という一種の書きグセは、実は国語審議会の方針ではなく、それが元にしたマスコミのカタカナ表記にあったということなのである。また「チアン」と「チャン」のかき分けにしても、

服部 *hsiu, shu* がシューになっっている。Chin ching が区

別されているなら、同様に *shu* シュー *shiu* シューとすべきではないか。

鈴木 トウ・チュウを区別したいと思っっているいろいろ考えた。しかしチュウとシューは、読むにも区別がつけにくいから、両方ともシューにした。

服部 しかれば、チャンもチアンも一つでよいではないか。

鈴木 放送局ではアナウンサーにチアンとチャンとを発音しわけてもらっている。これはそんなに困難ではない。

とある。なるほど、マスコミが「チアン」と「チャン」の区

別を持ち込み、わざわざアナウンサーにも実践させ、それが国語審議会のカタカナにも受け継がれた、ということのようである。それにしても、「チアン」「チャン」の区別はできるのに、「エン」と「イエン」の区別はできない、というのも変な話だ。恣意的な議論に思えて仕方がない。

さて、ここで浮かび上がって来たのが、中国地名人名カタカナ表記に関する、マスコミ5社による「5社案」「5社一覽」なるものの存在である。国語審議会と主査委員会がカタカナ表記を作成するその元となった原案。それは一体どういうものだったのだろうか。

四 マスコミ5社による『かな書き中国地名人名一覽』

実は、大変幸運なことに、右の議事録が「5社案」と呼んでいる資料を、古書店で入手することができた。

『かな書き 中国地名人名一覽』【附】中国語発音表

編集 中国語かな書委員会

発行所 毎日新聞社

昭和二十二年（一九四七年）九月三十日発行

というのがそれである。発行所は毎日新聞社とあるが、その「はしがき」には、

今回のカナ書案の作製には朝日、毎日、読賣、放送協会 および共同の五社が協力してあたり、国語学者、中国語学者の意見を参考とした。

とあり、前章で見た議事録が挙げる5社と同じなので、この本で間違ひなかるう。縦12・5センチメートル、横9・2センチメートルほどの小さな手帳型で、私の入手したものにはところどころ小さな赤インクの跡が残っていた。もしかしたら新聞社の校閲などで実際に使われていたものだったのかも知れない。

結論から言えば、右で見たような文部省式カタカナ表記の特徴やクセは、基本的には全てこの資料で確認することができた。文部省式はやはりこの資料を手直したものだだったの

である。そうでなければ半年という短い時間で、中国語カタカナ書きのシステムを作るのは難しかろう。

例えば四声、有気音／無気音、舌面音／捲舌音、n 韻尾／ng 韻尾を区別しないという点については、本書「総説」に、

中國語に特有な上平、下平、上声、去声などの四声法や、

発音の強弱を表す有気音、無気音、また同じシ・チ・リ

などの発音でも舌の先で発音する舌前音、舌をまるめて

発音する舌葉音などの発音法は中國語を正確に発音する

ためには欠くことのできない要素であるが、今回のカナ

書においてはこの区別をつけることがかえって混乱を起

し、煩雑となり、大衆性を欠くので欧米語のカナ書同様

一切区別を表記しないこととした。

とあり、本書の「中国語発音表」の各音節もそのようになって
いる。

一方、「テイ」「トウ」については、文部省式とやや見解が

異なるようだ。「総説」に、

拗音その他で小文字を併用する方が正確な発音となる場
合（例えば Chan ㄑㄢˇ チャンをチャンとする、Tsa ㄗㄞˇ ツァー

をツァーとする）には印刷技術が許すかぎり小文字を使
用することとした。印刷技術の関係で小文字が使用でき

ない所では全部同号活字を使うことはさしつかえない

（27）。

とある。これによれば、「Chan」は「チャン」という表記が

適切だと認めていることになる。但し、活字のポイントによ

っては拗音の小さい「ヤ」を用いなくてもよい、つまり「ヤ

か「ヤ」かは印刷技術上の問題とされているのである。やは

りマスコミならではの言い回しであろう。一方、「原則」の 8

には、

8、ㄐ、ㄑ の発音は次のように表記する。

ㄐ ㄑ テイ tiao ㄑ テアオ tien ㄑ テン tieh ㄑ テエ ting

ㄒ テイン ㄒ テユウ ㄒ トー

これは興味深い。文部省式が「テイ」を全く用いないのに対

し、本書では「テイ」を用いるのである。しかし、「tiao」は「ティアオ」ではなく「テアオ」で、「テイ」の使用を避けている。「t'ieh」を「ティエ」ではなく「テエ」としているのも同様である。その一方、「tu」は「トゥー」ではなく「トー」で、「tu」「tu」の扱いが明らかに文部省式と異なる。恐らくこうした点が不統一だと見なされ、より「外来語の表記」に添う形に国語審議会と主査委員会、及び文部省で修正されたのであろう。

では「チャ」と「チャ」の区別についてはどうだろう。本書が「Cha」を「チャ」とすると考えていたことについては先程触れた。さらに、「原則」の13と14には、

13、-ao、-iao は次のように区別する。

趙 || chao || チャオ 教 || chiao || チャオ 邵 || shao || シャオ
小 || hsiao || シャオ 老 || lao || ラオ 遼 || liao || リャオ

14、-an、-ing、-iang は次のように区別する。

占 || chan || チャン 張 || chang || チャン 蔣 || chang || チャン
山 || shan || シャン 想 || hsiang || シャン

とある。これによれば、「chao」は「チャオ」、「chiao」は「チャオ」、「shao」は「ジャオ」、「hsiao」は「ジャオ」、「shian」は「シヤン」、「hsiang」は「シヤン」と、i 介音の有無により「ヤ」と「ャ」を区別していることは明らかである。文部省式カタカナが基本的に簡略化を旨としながらも、「ャ」と「ヤ」という異常に細かい区別を採用していたのは、本書の規定をそのまま踏襲したからだと考えられるのである。

では、教科書や地図帳の中国地名の書き方で最も特徴的な、河川や山岳や湖沼についてはどうだろう。これについても「総説」にはつきり規定がある。

地名の下につく省、縣、山、湖、半島などの普通名詞はそのまま残し、また人名の場合に附される職名、機関名などもそのままとする。ただしこの場合原語で理解し難いもの、また当用漢字の範囲外に出るものなどは、理解し易いように当用漢字内の漢字を用いて翻訳するようにつとめた。なおローマ字表記法はウェード式を採用した。

具体的な地名表記に於いては、「太湖⇨タイ湖」「泰山⇨タイ山」「峨眉山⇨オーメイ山」等となっており、まさに文部省式と同様である。一方、本書「附則」には、

度量衡、貨幣單位、山、河、山脈、湖、半島などの普通名詞はそのままとする。また江、水、河などは河に統一する。

とある。ご注意願いたい。河川名は文部省式の「く川」ではなく、「く河」に統一すると規定されているのである。個別の例に於いても、「揚子江⇨ヤンツー河」「黄河⇨ホワン河」「珠江⇨チュー河」「淮河⇨ホワイ河」「渭水⇨ウェイ河」となっている。これも、日本語表記としては「く河」よりも「く川」の方が馴染む、また「テムズ川」「ドナウ川」「アマゾン川」など他の地域の河川名とも合わせる、といった理由から国語審議会と主査委員会により「く川」に修正されたものである。

さらに「附則」には、

実施にあたっては人名、地名同時に開始するが第一段階では漢字を併記する

【例】チヤン・チエシー（蔣介石） スーチョウ（蘇州）
しかし適当な時期において漢字を外す。漢字併記を廃止する時期は各社で自主的に決定する

とある。これも文部省式の手引き書等が「この表の実施にあたっては、当分の間、漢字をあわせ示してもさしつかえない」もしくは「ただし、慣用として広く使用されているもの、その他必要のあるものについては、漢字を付記する」と述べて、最終的には中国地名をカタカナのみの表記にしようとしたことと合致する。

また「附則」に次のようにある。

民國以前の歴史的な人物、地名、國号、年号その他については將來文部省の中國地名、人名カナ書に同調することとして原則として今回は適用しない。

今回は（つまり本書が発行された一九四七年の時点では）適

用しないと書いてある、ということとは逆に言えば、民国以前と以後とでカタカナ書きの適用を分けるというアイデア自体は、既に検討されていたということであろう。国語審議会や主査委員会の議事録では、カタカナ表記の細かな決まり事が本書（つまり5社案）から来ていることが再三述べられている。一方本書では、民国以前の歴史的固有名詞のカタカナ書きについては文部省の方針に同調すると述べていて、国語審議会や文部省からマスコミへのフィードバックもあつたことを窺わせる。

五 おわりに

以上述べてきたことを要するに、今日に至るまで教科書や地図帳の中国地名に用いられている文部省式のカタカナ表記は、その表記上の特徴やある種の書きグセを基本的にマスコミ5社作成の『かな書き 中国地名人名一覧』から受け継いでいる。と同時に、マスコミ各社は国語審議会とも連携しつつ、中国地名のカタカナ表記を自分たちの報道に於いても実

施しようとしていた。つまり、カタカナ表記原案をマスコミ5社が作成↓それを国語政策の立場から国語審議会が修正↓その修正された表記をマスコミも実施しようとした、という流れにあつたと考えられる。

既に触れた議事録（エ）「外国（中国）の地名・人名の書き方に関する主査委員会」に掲載されている「5社東亜部長との懇談会」の記録には、次のような意見が掲載されている。

（朝日） 当用漢字表を守るだけでも大変なのに、この上新しいものまでやる自信はない。

（毎日） 東亜部としては異論はないが、実施の時期は編集会議にまかせてある。まず教科書でやってほしい。

（共同） 地方紙は8割ぐらい実施している。

（放送局） 国語審議会で決定すれば、現在やっているのと少しちがうが、全面的にそれに従う。

（東京） 5社の歩調がそろったら、わたくしらは必ずついて行く。

各社の思惑が見えて面白い。中国地名のカナ書きという新しいものまでは手が回らない、という意見もあるが、全体的にはこの案に追随する意思を示している。既に触れた(ウ)の内、「第一回主査委員会」議事に、共同通信社の、

全国新聞120社ほどのうち、80社ほどが、すでにかな書きを実行しているが、漢字を併用している。教科書でも、また世間でも使ってもらうようにしたい。

という発言があったことをご確認願いたい。新聞社では既に実行しているということ、教科書とも連携して世間全体で進めたいことが、繰り返し述べられている。また、ジャーナリズムが伝える事柄を正しく理解するために、東京大学新聞研究会により編纂された『世界新語辞典』(28)には「中国の地名人名標準かな書例」という一覧表が添えられている。そこに記されたカタカナ表記は、「5社案」とも「文部省式」ともやや異なる書き方が存在するものの、当時のマスコミは中国地名の現地音読みを用いようとしており、それを「正しく理解する」ためにはこうしたカタカナと従来の表記との対照

表が必要だったことを示している。既に見た(ア)の議事「中国地名・人名の書き方に関する問題」にはNHK代表者の、

放送局ではアナウンサーにチアンとチャンとを発音しわけてもらっている。これはそんなに困難ではない。

という発言もあった。新聞のみならず放送に於いても実行していたということで、これは、内山完造が著書『そんへえ・おおへえ』(29)に、

近頃ラヂオのニュースに人名、地名の現地読みと云ふことが実行されてゐる。そして黄河のことがホワンガと聞える。揚子江がヤンツウガと聞える。淮河がワイガと聞える。この発音は正確ではなくても果して現地読みであらうか。私には疑問である。黄河はホワンホウで、揚子江はヤンツウチャンで、淮河はフワイホウが正しい(厳密ではないが)のではないかと思ふ。(傍線原文ママ)

と書いていることも符合する。

現行の教科書や地図帳の中国地名カタカナ表記は、漢字制限や漢字廃止という方針に添って国語審議会が作成し、それを文部省が地名表記の手引きという形で教材作成の基準と定めた、という流れは拙著で明らかにできたと考えている。但し、そこにマスコミの動きがどう関わっていたかはまだ十分に明らかにできていない。しかしここで採り上げた「5社案」が国語審議会の議論に大きな影響を与えていたからには、当時のマスコミの動きについてもさらに調査が必要だと考えられる。

日本語から漢字を廃止し、国字を全てカタカナとすることを主張する「カナモジカイ」が、当用漢字や現代仮名遣いの制定以外に、中国地名のカタカナ化にも大きな影響力を持っていたことは既に触れた。その「カナモジカイ」の会誌である『カナノヒカリ』の戦前のバックナンバーに、上海日日新聞社長の宮地貫道の「日支同文ノ禍」という一文が掲載されている⁽³⁰⁾。そこには例えば次のようにある。

新聞通信業者ノ不便トナヤミ

日支同文ノタメニナヤンデイルノワ支那ニ關係アル日

本ノ新聞通信業者デアル。マタ在支諸官廳、諸會社ノ調査員、日々支那ニカンスル報道ヤ調査ヲ取扱ッテイル人々デアル。手近ナ例ヲアゲルトワンチンウエイガ香港ニ着イタトノ外字電報ニ接シタ時、コレヲ汪精衛ダト判ジナケレバナラナイ。マタチャンカイシガ蒋介石、チャンシュエリヤンガ張學良ダトユウコトガ分ッテイナケレバナラナイ。コノヨウナ一流ノ人物ワ分ッテイルガ二流三流ノ人物ニナルト、漢字ノ日本讀ミデワ知ッテイテモ、原音ヲ外國文字デツキツケラレルト分ラナイ。

地名ノヨミカタワ幸、交通部發行ノ郵便局所在地ノ漢英對照ガアルカラソレデ漢字ヲミツケルコトガデキルガ、「鎮」以下ニナルト、調ベルコトガ不可能デアル。コレヲ局外者ノ知ラナイコトダガ、新聞記者ガ英文特殊記事ヲ見テ面白イカラホンヤクシヨウトシテモ固有名詞ノ漢字ガ發見デキヌタメ捨テテシマウ場合ガ多イノデアル。コレヲ漢字デカカナイデ、世界共通ノ發音ソノママニカナデ記載スレバヨイノデアレバ、ドレダケ便利カワカラナイ。音ノ違ウ漢字デアラワサネバナラヌトワ何タル厄介デアロウ。同文ヲノロワザルヲエナイ。

世界中で日本だけが支那から隔離サレテイル

外務省林出書記官ワカツテ青島還附ソノ他重要ナ交渉ノ通譯ノ任ニ當リ、今ワ上海デ重光代理公使、王外交部長間ノ外交談判ヲ通譯シテイル人デ、外務省キツテノ支那通デス。

林出氏ガロンドン大使館ニ在勤シテイタ當時ノコトデアル。支那南北ノ政局ニタイシ、世界の耳目ガ集ツタソノ時、ロンドンノ各新聞ワ上海及ビ北京カラ到着スルニュースヲサカンニ掲ゲタ。ロンドンニイル各國人ワミナ興味ヲモツテコレヲヨンダ。ソノ中、コノ新聞ヲミテモ何ノ事ダカ分ラズ、何等感興ヲ起シエナカッタ人々ワ支那ト一衣帯水ノ日本人デアッタ。地名人名スベテヲ漢字日本ヨミ以外ニ解スルコトノデキヌロンドン在任ノ日本人ワコノ世界的ノ報道ノ埒外ニ立タネバナライノデアッタ。日本カラ新聞ガトドクマデ支那ノデキゴトガ分ラナイトワ何トユウナサケナイコトデアロウ。

ソコデ林出氏ハ時局ト密接ナ關係ノアル重要人名地名ニツキ、英文・日本讀ミ漢字對照一覽表ヲツクリ日本官

民ニ分配シタトユウコトデアル。

漢字ノ弊害モココニイタツテキワマレリトユウベキデアル。

これを要するに、英文等西洋語で配信されるニュースに含まれる中国の固有名詞はローマ字の綴りで表示されるので、漢字表記を基本的に音読みするという従来の読み方しか知らない日本人には、それが誰のことか、どこのことか、にわかに認識できない、戦前から仕事上欧文のニュースに常に触れていたジャーナリストにはこれが一つの悩みとなっていた、ということである。ここには中国固有名詞の英文・日本語読み漢字對照表が作られたとあるが、実はこのような欧文に於ける中国固有名詞を検索するための資料は、この他にも当時からいろいろ作られている⁽³¹⁾。

終戦後のマスコミ各社が国語審議会による中国地名のカナ化に自ら積極的に協力しようとしたのは、漢字の使用が減れば活字も少なくて済み、編集・組版も簡易になる、という思惑以外にも、このような欧文ニュースの中で綴りを以て示される中国人名地名の認識に苦労していた、という戦前か

ら続く事情も大きく影響していたのではないかと想像できる。仮に文部省式のカタカナ表記を身につけたところで、実際に英文の中の中国固有名詞を識別することにはあまり役に立たないのであるが（「ホワットタイムイズイットナウ」では英語の聞き取りの役には立たないのと同様）、恐らく当時は、日本人がカタカナで認識するようになれば、欧文のニュースを読む、外国人と会話をする、といった場面で便利だと思われるのではなからうか。

このように、中国地名のカタカナ表記の素性を考える上には、漢字廃止・漢字制限という流れの中で中国地名をカタカナ化しようとした国語審議会と文部省の動きに併せて、マスコミ各社の動きも十分に考慮しなければならない。当時の実際の新聞紙面の表記を含め、詳細については未調査である。今後の課題としたい。

右で見たいわゆる「5社案」たる『かな書き中国地名人名一覽』の「はしがき」に、次のようなことが書かれている。

当用漢字表の制定によって、中國の地名・人名のうち、

相当部分が当用漢字外のものとなった。従来でも中國の地名、人名に用いられる漢字がむずかしいため中國の事情をできるだけ多くの人々に理解してもらうことは困難だった。しかも今後当用漢字だけで教育される明日の國民のことを考えると、どうしても中國固有名詞をカナ書にして中國関係のニュースを読みやすく、親しみやすくせねばならないことになる。そこで問題となるのはカナ書にする場合たとえば蔣介石をシヨウ・カイセキと從來の日本式発音で記すか、もしくはチャン・チェシーと中國音で記すかの二法の何れを採るかであるが、漢字で書く場合はともかくシヨウ・カイセキと発音する人物は事實上存在しないわけで、中國語の発音通りチャン・チェシーと書くのが当然であろう。思うにわれわれは中國から、いわゆる「漢字」を攝取同化したのが、同化されたものは日本の國語となったもので、現代の中國の國語國字ではない。日本の「漢字」と中國の「漢字」とをわれわれは混同して同文などというが、これは全く当らぬ議論である。中國の地名、人名がたとえ日本の漢字と形が同じものであってもわれわれは英米独仏ソ等の地名、人名

と同じくその國の發音によるのが正しいと信ずる。もちろん日本人が漢字を通して見、また耳になれた發音を一変さすことは一時的には相當の混亂を伴い幾多の不便を感ずるにちがいない。しかし中國の知識を一部の専門家の独占から解放して、全日本人のものとし隣邦への理解と親しみを深めるためには、われわれは古い感情を犠牲にして、新しい明日の人々のためを考えねばならない。

この革命的な文化事業を新聞、ラジオが率先して行うことは報道人に與えられた使命であらうと思う。

ここに臆面もなく表明された高揚感は、一体何なのだろう。私は中国地名や人名を、その中国語發音に擬したカタカナで表記することを、全否定するつもりは一切ない。中国語ではこんな感じで讀むんですよと、カタカナで補助的に添えるのは大変結構なことだ。ただ、漢字表記を排除してカタカナだけにしてしまうと、固有名詞の同定や檢索が困難になる、つまりどこのことか誰のことか分からなくなる、それを忘れてはならない、と申し上げているのである。カタカナをあまりに絶対視するのはまずい。従来の読みや表記と、中国語式の

讀みとカタカナとは、その役割が異なるのである。目的や文脈でその都度使い分けるべきであらう。しかしここでは、このカタカナ書きを「革命的な文化事業」だと手放して稱賛しているのである。それほどものなのだろうか。従来の常識的な表記は「古い感情」なのだろうか。「チャンチャン」だの「チャンチョウ」だのという書き方が本当に国民に分かり易いのだろうか。このカタカナが後の人々に一体何を残したのであらうか。

欧文の中に出現する中国固有名詞をどう認識するか。これは確かに現代の我々にも存在する問題である。しかし現在はネット上のいわゆる「檢索」で、かなり探し易くなってきた。それはよいのだが、中国語を解さない人間により適当に作られたカタカナ中国人名・地名のために、それが誰のことか、どこのことか分からなくなる事態はむしろ増えているような気さえする。「古い感情」を笑えない現実は、今も存在するのである。

(1) 以上述べたような経緯については、拙著『中国地名カタカナ表記の研究 ―教科書・地図帳・そして国語審議会』(二〇一四年 東方書店) を参照されたい。

(2) 京都大学人文科学研究所池田巧氏作成「中国語音節表記ガイドライン」

<http://cn.heibonsha.co.jp/>

(3) 中京大学文化科学研究所∨中国地名カタカナ表記データベース
<http://www.chukyo-u.ac.jp/research/ics/china/index2.html>

(4) 文化庁ウェブサイト (<http://www.bunka.go.jp/index.html>)

HOME∨国語施策・日本語教育∨国語施策情報

(5) 例えば竹内実の「中国語の発音表記案」(京都大学人文科学研究共同研究報告『五四運動の研究』第一函附録 一九八二年 同朋舎) では、限定的に四声を区別するカタカナ表記が提示されている。また戦前の支那語教科書の類にもそうした表記法は存在した。

(6) 豊田短期大学教授(当時)。

(7) 朝倉隆太郎『地名表記の手引』の改訂について、『(財)教科書研究センター「教科書セミナー4」(一九九四年)。講演会は一九九三年十一月十五日に教科書研究センターで行われている。

(8) 資料G、第2「一般外国の地名」細則15。

(9) 資料B、「使用上の注意」3。

(10) 『社会科手びき書 地名の呼び方と書き方 1958年12月 文部省』(一九五九 日本書院) 解説、第3「中国・朝鮮ならびに樺太および千島の地名」。

(11) 資料B・C・D・F・G「中国地名・人名の書き方の表」。

(12) 資料D「中国・朝鮮ならびに樺太および千島の地名」、資料F「中国・朝鮮の地名」、資料G「中国の地名」。

(13) 国語審議会会長、東洋大学教授、安藤正次。

(14) 中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会委員長、専修大 学教授、原富男。

(15) 中国の地名・人名の書き方に関する主査委員、カナモジカイ理 事長、松坂忠則。

(16) 東京大学文学部文学部教授、中国語学者、倉石武四郎。

(17) 東京大学教授、和田清。

(18) 国学院大学教授、石田幹之助。

(19) 教育刷新委員会委員、菊地竜道。

(20) 国語審議会(改組後第一期)「ローマ字調査分科審議会」委員、井上眼科病院院長、医学博士、井上達二。

- (21) 国語審議会臨時委員、文学者、ローマ字運動家、土岐善麿とぎぜんまろ。
- (22) 国語審議会委員、元中外商業新報社長、築田欽次郎やなだ。
- (23) 国語審議会幹事、文部省国語課長、釘本久春。
- (24) 国語審議会臨時委員、東大助教授、服部四郎。
- (25) 国語審議会幹事長、文部省調査員、保科孝一。
- (26) 放送協会放送文化研究所 鈴木明。
- (27) 本書で用いられているローマ字は、ウエード式である。
- (28) 東京大学新聞研究会『世界新語辞典』（東京堂 一九四九年）。
- (29) 内山完造『そんへえ・おおへえ』（一九四九年 岩波書店）。
- (30) 『カナノヒカリ』昭和六年十二月号（第一二〇号 一九三二年
カナモジカイ）、宮地貫道「日支同文ノ禍」。
- (31) こうした資料については前掲拙著、第三章「戦前の文献を巡っ
て」を参照されたい。